

三重銀イオンカード特約

第1条(名称)

本カードは株式会社三重銀行(以下「当行」といいます。)と株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」といいます。)が提携してキャッシュカード機能部分は当行、クレジットカード機能部分はイオン銀行が発行するもので、三重銀イオンカードと称します。

第2条(会員)

本カードは、当行に普通預金(総合口座)を有する方本人で、本特約およびカード会員規約ならびに三重キャッシュカード規定を承認のうえ当行およびイオン銀行(以下「両行」といいます。)に入会申し込みをされ、両行が認めた方を会員とします。

第3条(適用)

会員については、本特約に定めのない事項についてはカード会員規約によるものとし、本特約とカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

第4条(キャッシュカード機能)

- (1)本カードには、当行の認定を受けた当行の責任のもとに提供する三重銀キャッシュカード機能を付与します。
- (2)会員は、三重銀キャッシュカード機能部分については、優先的に三重キャッシュカード規定が適用され、三重キャッシュカード規定に従うことを承諾します。
- (3)本カードの申し込みをされる方は、三重銀イオンカード口座番号届の当行への提出をイオン銀行に委託するものとします。

第5条(カード貸与の特例)

当行に本カードを提出する場合を、カード会員規約第2条の例外とします。

第6条(支払口座の特例)

金融機関口座を当行普通預金(総合口座)に限るものとします。

第7条(会員情報の提供)

- (1)両行は、会員情報について会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。
- (2)会員は、両行が正当な事業活動に利用するため、会員の個人情報(申込時に会員が記入する会員の属性等の情報)、利用状況の提供および交換をなすことに同意します。

第8条(紛失・盗難等)

- (1)会員は、三重銀イオンカードが紛失・盗難等にあった場合には、直ちにその旨を両行に通知し、最寄の警察署に届出を行うものとします。
- (2)紛失・盗難等の通知を当行またはイオン銀行のいずれかが受けた場合には、当行およびイオン銀行はすみやかにキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の両方を停止するものとします。
- (3)三重銀イオンカードの紛失・盗難等により生じた損害の処理については、会員と当行との間では「三重キャッシュカード規定」が、会員とイオン銀行との間では「カード会員規約」が、それぞれ適用されるものとします。

第9条(特約の変更)

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。

以上

三重銀行合併に伴う規定変更について

2021年5月1日より、三重銀行は第三銀行と合併し三十三銀行となりました。

それに伴い、「キャッシュカード規定」「デビットカード利用規定」の内容が一部変更となります。

最新の規定については三十三銀行のホームページにてご案内しておりますので、下記URLよりご確認ください。

- ※「三重銀イオンカード」は今までと同様にご利用いただけます。
- ※「三重銀イオンカード特約」についても、下記の規定が適用されます。

<https://www.33bank.co.jp/kitei/>